

春日井市短詩型文学祭要綱

(目的)

第1条 春日井市短詩型文学祭（以下「文学祭」という。）は、春日井市における文学活動の普及と振興を図り、市民文化の向上に寄与することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 文学祭の実施運営について必要な事項を協議するため、春日井市短詩型文学祭実行委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員)

第3条 委員会は、委員25名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから春日井市長が委嘱する。

- (1) 春日井市教育委員会教育長の職にあるもの
- (2) 春日井市文化協会の役職員
- (3) 春日井市立小・中学校の長の職にあるもの
- (4) 前3号のほか、短詩型文学に関し学識経験のあるもの

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 補欠又は増員による委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

(所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を協議決定する。

- (1) 募集要項に関する事
- (2) 審査員に関する事
- (3) その他文学祭の運営について必要な事項

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、春日井市いきがい創生部文化スポーツ振興課において処理する。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。